

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年5月17日
事業者の氏名又は名称	株式会社薦田運輸(法人番号3500001009862)(代表者 薦田勝博)
事業者の所在地	愛媛県新居浜市船木5084番地の1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県新居浜市垣生3丁目乙310-9
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成31年1月24日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者の乗務について定められた事項の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(6)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(8)死傷事故を引き起こした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年5月24日
事業者の氏名又は名称	四国運輸有限会社(法人番号4500002008169)(代表者 山口太平)
事業者の所在地	愛媛県伊予市宮下563-5
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県伊予市宮下字西戒508-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項、第18条第1項
違反行為の概要	<p>平成30年12月4日、12月13日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、11件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転並びに休日労働の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)事業用自動車に係る事故の記録内容が不適切であったこと(安全規則第9条の2)</p> <p>(7)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(8)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(9)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(10)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(11)事業自動車の運行に必要な数の運行管理者を選任していなかったこと(安全規則第18条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年5月27日
事業者の氏名又は名称	株式会社入本物流(法人番号6500001004976)(代表者 入本英樹)
事業者の所在地	愛媛県伊予市中山町中山子232
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県伊予市中山町出淵4番耕地1517-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成31年2月21日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(5)死傷事故を引き起こした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。